



部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一1003	承認日	2024.1.1	2/3
病児・夜間保育利用料助成規定					作成者	承認者
					西村 昭郎	島 隆雄

第一条 この規定は、育児サービスを従業員が利用した際、それに要した費用についての助成に関する取り扱いについて定める。

第二条 利用料助成の対象となる従業員は、以下の要件を満たすものとする。

1. 小学校就学の始期に達するまで（6歳に達する日の属する年度の3月31日まで）の子を持つ従業員

第三条 利用助成の対象となるサービスは、従業員が就業するために利用するものであり、以下に掲げるものとする。

1. 病児保育サービス(病後児一時保育を行っている施設サービス)
2. 夜間保育サービス(24時間保育を行っている施設サービス)

第四条 助成額は、従業員が育児サービスの利用にあたり支払った額の全額とする。

第五条 育児サービス利用料助成を希望するものは、利用料助成申請書(本部一帳一本事1002-1)に必要な事項を記載し、助成申請の手続きを行う。

第六条 助成金の支給は、口座振込みまたは現金にて支払う。

第七条 疑義が生じた場合は労使で協議する。

附則 この規定は、2024年1月1日から適用する。

関連帳票・文書	病児・夜間保育の利用料助成申請書	本部一帳一本事1002-1
---------	------------------	---------------